

北海道告示第10182号

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第16条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり食品衛生管理者及び食品衛生監視員の登録養成施設の名称変更の届出を受理した。

令和元年6月27日

北海道知事 鈴木 直道

1 設置者

学校法人藤学園

2 登録養成施設の名称

変更後：藤女子大学人間生活学部食物栄養学科食品衛生管理者・監視員コース

変更前：藤女子大学人間生活学部食物栄養学科

3 変更年月日

平成31年4月1日